

別記様式第13号（第11条関係）

正

建 築 承 認 申 請 書

都市計画法第37条第1号の規定に基づく建築の承認を得たく申請します。 年 月 日 北見市長 様 住所 申請者 電話 () 氏名			
開発許可を受けた者の住所及び氏名			
開発区域の名称			
開発許可番号及び年月日		第 号	年 月 日
開発区域の面積		m ²	建築申請地区面積 m ²
予定建築物の用途			
開発行為中に建築する理由			
他の法令による用途地域その他建築規制地域又は地区の名称			
建 築 計 画	戸数及び面積		棟 建築面積 m ²
			戸 延べ面積 m ²
構 造			
工 期		年 月 日から 年 月 日まで	
備 考			
※ 承認番号及び年月日		第 号	年 月 日

(注)

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 申請者が開発行為者と異なる場合は、建築することについて開発行為者の同意書を添付すること。

別記様式第14号（第11条関係）

副	建 築 承 認 通 知 書			
※ 承 認 通 知 欄	この申請書に係る建築の施行については、次の条件を付して承認します。			
	承認第 号			
	年 月 日			
	様			
	北見市長		印	
	※ 条 件			
	開発許可を受けた者の住所及び氏名			
	開発区域の名称			
	開発許可番号及び年月日	第 号 年 月 日		
	開発区域の面積	m ²	建築申請地区面積	m ²
	予定建築物の用途			
	開発行為中に建築する理由			
	他の法令による用途地域その他建築規制地域又は地区の名称			
建 築 計 画	戸数及び面積	棟 戸	建築面積 延べ面積	m ² m ²
	構造			
	工期	承認の日から 年 月 日 まで		
	備考			

(注) ※印の欄は、記入しないこと。

教 示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）から6か月以内に、北見市（訴訟において北見市を代表する者は、北見市長となります。）を被告として、釧路地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、処分又は裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。